

# 板橋区個別避難計画作成及び運用に関する要綱

令和4年3月22日区長決定

## (目的)

第1条 本要綱は、災害発生時に自力で避難することが困難な区民（以下「避難行動要支援者」という。）を記載した「板橋区避難行動要支援者名簿」（以下「名簿」という。）の記載者について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の14に規定する個別避難計画（以下「計画」という。）を作成するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託機関 避難行動要支援者の計画作成に関する事業の実施について、区と委託契約を締結した居宅介護支援事業者、指定特定相談支援事業者等をいう。
- (2) 支援者 対象者の親戚、知人、訪問介護事業者等であって、計画において位置付けられた安否確認や災害の発生が予想される場合の事前避難等を支援するものをいう。

## (対象者)

第3条 計画作成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、名簿に記載されている者で、計画作成及び運用のために必要な個人情報を提供することに同意したものである。ただし、福祉施設等に入所している者又は入所が決定している者、長期入院している者及び「板橋区在宅人工呼吸器使用者名簿及び災害時個別支援計画作成等事業実施要綱（平成24年12月5日区長決定）」に係る災害時個別支援計画が作成されている者を除く。

## (計画の作成)

第4条 受託機関が中心となって、対象者やその家族による作成を支援しつつ、必要に応じて関係機関の協力を得て作成する。

- 2 計画には災害への備え及び安否確認並びに災害の発生が予想された場合の事前避難方法を記載する。
- 3 計画作成後は、対象者の状況変化にあわせ、概ね年1回の更新及び随時の変更を行う。

## (計画の運用)

第5条 作成された計画は区において原本を保管し、写しを対象者本人及び支援者に配付し、情報を共有する。

- 2 支援者は、計画に記載された避難行動計画に則り、発災前の避難喚起や避難所への移動等の避難支援を実施する。
- 3 支援者は、計画に基づき、適宜防災訓練を実施するものとする。

(委託料及び費用負担)

- 第6条 区は、受託機関と計画作成に関する業務を実施する旨の委託契約を交わし、受託機関が計画を作成及び更新した場合に、契約書に定める額の委託料を支払う。
- 2 この事業の計画作成に係る対象者の費用負担は無料とする。

(個人情報の保護)

- 第7条 計画の作成及び運用に関わる者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、東京都板橋区個人情報保護法施行条例（令和4年板橋区条例第54号）及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例施行規則（平成9年板橋区規則第19号）を遵守しなければならない。

(その他)

- 第8条 この要綱の施行にあたり定めのない事項は、必要に応じ、危機管理部長、健康生きがい部長及び福祉部長で協議の上、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和6年4月16日から施行する。